

作業療法士 (OT) による専門的支援に関しまして

平素より、当事業所の運営にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、当事業所では 5 月に作業療法士をお迎えいたしました。非常勤で、週3回期間限定での勤務となります。
作業療法士としてお子様に直接支援をする他、既存の職員に対して個別療育で組み込めるプログラムを提案・指導
いただくことで、より充実した支援を提供して参ります。

お子様の特性を拝見し、成長の段階で作業療法が必要なお子様には、作業療法士の直接支援または作業療法士
監修の支援内容を、児童指導員がおこなって参ります。

上記をおこなうにあたり、お子様に日常生活に関してアンケートにご協力いただきたいと存じます。

連絡袋に入れて配布いたしますので、ご確認・ご回答でき次第、再度連絡袋に入れてお戻し下さい。

なお、作業療法が不要であるお子様に関しましても、今後の支援の参考にさせていただきたく、ご回答いただけまし
たら幸いです。(面談のタイミングで、同内容について先にご回答くださったご家庭には再配布致しません。)

【Q&A】

Q.保護者が知らない間に、支援中に作業療法をするのですか？

A. 作業療法を行う場合は、保護者様とご相談の上、必ず支援計画をお出しいたします。ご希望がごありの場合は、
事業所までお申し出下さい。

Q.料金はどれくらいかかりますか？

A. 作業療法士による専門的支援を直接行う場合、費用負担は利用上限金額内(利用上限金額は、三鷹市が各ご
家庭に設定)となります。実際にかかる金額としては約 550円程度ですが、ご家庭によって金額に差が出て参ります
ので、ご利用開始前に必ずご説明いたします。

Q.作業療法士はいつ来ますか？

A. (月)(火)(水)〈土出勤の時もあり〉となります。(木)(金)のご利用者様は、作業療法士監修のプログラムを見
童指導員が提供いたします。なお、各曜日のご利用者様が大変増えておりますので、曜日変更はご希望に添えない
こともございます。あらかじめご了承くださいませ。

Q.期間限定とはいつまでですか？

A. 年末、もしくは来春までの予定です。

Q. 公認心理士による支援の費用は発生しないのですか？

A. 現在のご請求にさらにプラスで請求することはございません。詳細は4月にお渡しした加算一覧表をご確認ください。
4月以降にご契約の方は、ご契約時にお渡ししています。

その他、ご質問等ございましたら、お問合せ下さい。

以上